

令和7年度栗東市高齢者保健福祉推進協議会(第3回) 議事要旨

1. 日時	令和8年3月26日(木) 13:30~15:00
2. 場所	栗東市役所2階第1会議室
3. 出席者	<委員>11名 新木委員、小林委員、大迫委員、今井委員、松並委員、汲田委員、森岡委員 平田委員、清水委員、渡部委員、上野委員
4. 欠席者	沖田委員
5. 次第	1 開会 2 市民憲章の唱和 3 あいさつ 4 協議事項 (1)第10期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 の策定に向けた各種調査結果について ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査…資料① ②在宅介護実態調査…資料② ③介護サービス事業所調査…資料③ ④ケアマネジャーアンケート調査…資料④ 5 その他 6 閉会

<要旨>

○開会

○市民憲章の唱和

○あいさつ

○開催状況の報告

総委員数 12 名のうち、11 名出席。

栗東市高齢者保健福祉推進協議会設置規則第6条第2項の規定により、会議の成立を報告。

議事

第10期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の策定に向けた各種調査結果について

資料1から資料4について、事務局および(株)ぎょうせいから説明を行った。

①日常生活圏域ニーズ調査について	
委員	インターネットで回答ができたが、インターネットの回答割合は何パーセントであったのか。
事務局	インターネット回答数は142人であった。調査対象者全体2,691人に対する割合としては5.3%、回答者数1,705人のうちでは8.3%となる。
委員	これは効果があったとあっていいのか、それとも誘導の仕掛けとかに改善の余地があるのか。例えば、インターネット回答に誘導するとき、栗東市のホームページに掲載していますとただ書いているだけなのか、それとも、QRコードが貼ってあり、スマートフォンで読み取ることができるなど、インターネット回答しやすい工夫をしてあるのか。
事務局	今回の調査方法としては、調査対象者全員に調査票を郵送で配布しており、その調査票の表紙にQRコードを載せている。そのまま紙で答えてもいいし、あるいはQRコードを読みこんで、例えばスマホ等で回答していただくこともできる、という形で実施した。
委員	これにより、回答率は前回に比べて上がっていないのでは。
事務局	<p>上がってはいない。約3ポイント下がっている。効果があったかどうかについては、解釈が難しい部分がある。一般的に、このような調査が多く実施される時代にあって、回答者に調査疲れがあると言われる中で、前回と同じ程度の結果であれば、健闘した方だ、と言えるかもしれない。</p> <p>今後、インターネット等の操作に慣れた方が増えていくと考えられるので、インターネットを用いた調査の回収率が上がるような工夫は必要であると思われる。ただし、この調査の設問は、国がひな形を示し、全国で統一した内容で実施している調査である。国の設問のままでは、スマホで回答するには見づらい、読みづらい形式になっている箇所もあるので、その点は国の方でデジタル化に対応した設計にしてもらう必要がある。</p>
委員	この調査は、結構設問数が多いが、インターネット回答では、一時保存ができないので、一気に回答する必要があるのではないかと。
事務局	インターネット回答では、途中でしばらく放置しても、自動保存され、途中から再開できる仕様になっている。
委員	調査結果については、市のホームページにアップロードされるのか。
事務局	アップロードする。
委員	年齢ごと、男女別の値は出るのか。
事務局	出すことはできる。
②在宅介護実態調査について	
委員	この調査結果は、以前のものと比較はできるのか。
事務局	計画策定の前年度に実施しているので、前回の調査結果と比較が可能である。

委員	経年比較の結果は見せてもらえるのか。
事務局	指標になっている部分については、経年比較を提示することになる。その他の項目については、大きな差がでているものや、重要と思われる部分をピックアップして提示する予定である。
委員	近隣市町との比較はできるのか。
事務局	調査については、全国統一の調査票で実施しているので、比較できることになっているが、今回のデータが比較できるようになるには、全国の調査データが出そろふ必要があるので、時間がかかると思われる。データを引用する場合は、前回の調査結果との比較は可能になっているはずなので確認する。
③介護サービス事業所調査について	
委員	回答者からの意見に対するフィードバックはどうしているのか。例えば、23 ページの自由意見に「事業所の広報をまちづくりセンターに置いてもらえないので、地域との連携が図りにくい。」と書かれている。
事務局	個々の意見について、各事業所へのフィードバックは行っていないが、報告書を各事業所に送付している。
委員	④ケアマネジャーアンケート調査調査の報告書には、結果のフィードバックをお願いします、と書かれている。そのケアマネさんは一生懸命書いたのにフィードバックがないと。こういう意見が出ていることに対して市は反省すべきだと私は思う。 回答を個別にできないのであっても、何らかの対応はすべき。今後、このような意見が書かれるようなことがあってはならないと思う。強い言い方をして申し訳ないが、市民代表としてきているので言わせてもらった。
事務局	フィードバックについて、検討して対応していきたい。
委員	事業所の調査結果を見ると、人材の確保に困っているのが読み取れる。第 10 期の計画では、人材の確保について取り組んでいくことが必要だと思う。
事務局	人材の確保については、第9期計画でも大事な項目ということで記載しているが、第10期についても、検討して取り組んでいきたい。
④ケアマネジャーアンケート調査について	
委員	32 ページの1番目の意見で「介護保険者証に市役所に持って行った届け出日ではなく支援開始の届け出日をのせてほしい。」とあるが、これはどういう意味なのか。
委員	「4月1日から開始の届を出したとしても、届け出を出した日が3月 26 日だと、3月 26 日の日付が記載される。いつから開始したのかということが、その介護保険者証を見たときにわからないので、誰が見てもいつから開始したかわかるようにしてほしい」という意味だと思われる。
事務局	この点については、可能なのかどうか、今すぐには回答できないため、実務担当者を確認して後日回答したい。
委員	32 ページの9番目の意見で「認知症高齢者の介護保険支給限度額について、草津市のように上限がプラスされ・・・」とあるが何がプラスされているのか。
事務局	草津市については、条例で規定することにより、上限に上乗せされているとは聞いて

	いるが、具体的な金額については把握していない。
委員	こういうのを、草津市は独自にやっていると。
事務局	独自に、条例に規定して実施していると思われる。
委員	フィードバックについては、やはり何らかのかたちでやるべきだと思う。 自由意見等を読んで、事業所もケアマネも本当に大変なんだろうというのが伝わるので、少しでも行政でできることがあればやっていただいて、フィードバックを1つ1つ返すことで、事業所もケアマネも安心して事業活動を行えるのではないかと思う。
事務局	それぞれのご意見について、すぐに判断ができないものもある。何らかの方法でフィードバックは必要とは考えている。法律上このような決まりになっているので、こういうやり方になっている、という部分もあるかと思う。様々な点を踏まえ、フィードバックへの回答をしていきたい。
会長	検討していただきたい。どのような形でフィードバックしたのか、また、この場でお知らせいただきたい。
委員	感想になるが、人材の育成や離職率に関わる話であるが、1か月に1回は父の介護施設に行くが、外国人の方はほとんど毎回人が変わっている。 また、成年後見制度については、PRをもっとしていただきたい。自分も少し困ったことがあった。通帳記入していたら、年齢が違うから、などと言われて通帳をその場で止められて警察を呼ばれたことがあった。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

○その他

○閉会